〈書評〉

アイリス・ヤング著 岡野八代・池田直子訳 『正義への責任』

(岩波書店 2014年 342頁 ISBN978-4-00-025963-7 3,900円+税)

鈴木 亜矢子



本書は、アイリス・M・ヤング(Iris Marion Young)の著書、Responsibility for Justice, Oxford University Press(2011)の邦訳本である。ヤングは1990年代以降のアメリカ合衆国を代表する政治学者であり、フェミニズム理論家であるが、2006年に逝去したため、本書は初の邦訳本にして遺作となった。グローバルな規模で広がる構造的不正義はどのように生まれ、維持されるのか。正義の実現への責任を果たす方策とはいかなるものか。ヤングは、本書においてこうした政治哲学の核心ともいえる主題を、ハンナ・アーレントをはじめとする様々な西洋理論家の議論を通して論じている。本書の議論は、戦争責任、原発問題、女性の貧困化といった問題を抱える日本社会にとっても、問題解決の糸口を示唆するものである。

では内容を見てみよう。まず構造的不正義はどのように生まれ、維持されるのか。ヤングは、前提としてまず「罪」と「責任」を区別して考えるべきだと主張する。「罪」を問うことは、罪人を特定し、過去の罪を咎めることを意味する。近年各国の福祉政策において潮流となっている自己責任論は、まさに特定の人物に「罪」を問い、その責任を課す行為である。「自己責任」とは、端的に言えば、個人が自らの行為の結果責任を負うという理念である。ヤングは、第一章でこうした自己責任論の限界を明らかにしている(第一章「自己責任から政治的責任へ」)。自己責任論は、特定の人物に対し責任を負わせることで、個人の背後にある大規模な社会構造プロセスを不可視化してしまう。ヤングによれば、個人が置かれている環境は、制度、権力、人々の文化習慣の蓄積によって形成されており、こうした蓄積によって人々は権力関係に位置づけられる。その結果、ある者はより広範な行為の選択肢を与えられ、ある者は選択肢を狭められている。したがって個人の行為の結果責任は、行為者だけではなく、行為者を取り巻く社会構造や社会プロセスに起因するのだ。

では、人々の行為の背景にある社会構造とは何か。

第二章でヤングはサルトルの理論に依拠して、社会構造上のプロセスを詳細に論じている(第二章「正義の主題としての構造」)。社会構造とは「客観的で、所与で、かつ制約的であるように見える」ものであり(p.79)、個人に対して、直接的・強制的に制約を与えないが、可能性を妨害するという形で、間接的に制約を行う。さらに社会構造とは、前述のとおり、他者との関係性によって位置づけられた、個人の行為の結果が蓄積したものである。こうした行為は相互に影響を与え、行為者の誰もが意図しない結果を生むことがある。こうした意図されざる結果の責任を、ある特定の個人が負うのは妥当ではない。それゆえヤングは、社会構造に着目し、社会プロセスによる様々な行為の影響が、人々の行為に媒介された、その結果が正義か不正義かを判断すべきだという(p.100)。社会構造プロセスに着目すると、

自分たちの行為が、限られた選択肢しか持ちえない立場にある人々の脆弱性を助長し、自分たちの社会的立場が、構造的不正義の生産と再生産に大いに加担している可能性があると言いうる。したがって、私たちはこうした個人の行為の結果責任を分有しているということができる。

では私たちは、いかにしてこうした正義への責任を果たすことができるのか。第三章でヤングは、ハンナ・アーレントの論文を引用しながら、「罪」と「責任」を区別することの意義について述べている(第三章「『罪』対『責任』 ——ハンナ・アーレントをめぐるひとつの読解、そして実践的批評」 1)。アーレントは論文「集団の責任」の中で、「政治的責任」と「罪」を区別すべきだと主張している。罪は、ある特定の人間の犯罪行為に対する直接的・道徳的・法的な責任を負わせる一方で、その他の人々の責任を免除する。しかし、例えばナチの時代に、ナチスの非人道的な行為に異を唱えなかった人々のように、直接犯罪行為に手を貸したわけではないが、有責とされるべき人々がいる。アーレントはこうした責任を「政治的責任」と名付ける(p.127)。政治的責任の根拠は、アーレントによればある特定の政治的共同体に属することにあるとしているが、ヤングは単なるメンバーシップ以上の積極的な何かから生じるという。

それをヤングは、「社会的つながりモデル」(social connection model of responsibility)と呼ぶ(第四章「社会的つながりモデル」)。社会構造上のプロセスに関与するすべての人々が、不正義に対する責任を分有するというモデルである。これは責任を課す一般的なモデルである「帰責モデル」(liability model)とは全く異なる概念である。帰責モデルでは、特定に人間に対し責任を負わせる。一方、社会構造は、多くの人々が間接的、集合的、累積的に社会プロセスに関与することで成り立っているため、特定の人間にその不正義への責任を問うことができない。しかし、間接的であれ、不正義をもたらすプロセスに関与している以上、私たちはこの構造の中で生きる者として不正義に対する責任を負わなければならない。これが「社会的つながりモデル」である。このモデルでは、人々が分有する責任を果たすために、多様な立場にある人々が手を取り合い、構造的不正義に対抗するために集団的行動を組織化し、行動することが求められる。

では、こうした分有された責任を果たすためのつながりは、どの程度の広がりを持つのか。ヤングは、sweat shop(搾取工場)運動の事例を通して議論している(第五章「国境を超える責任」)。本章によれば、社会正義は一つの国家に限定されるものではなく、グローバルなレベルで、世界中のあらゆる人々の社会的なプロセスとつながる。例えば、私たちが手にする衣料品を通じて、その衣料品を生産する他の国の労働者とつながりを持つように、今日では国家を超えたつながりを無視して、正義を語ることはできない。それゆえ、私たちの正義への責任は、グローバルな広がりを持つ。私たちが有する責任は、非常に広範であるがゆえに、私たちが社会変革のために行動しても、即座に大きな変革が起きるわけではない。しかしヤングは、既存のプロセスに少しでも風穴を開けるために、公的議論に参加し、既存のプロセスによって不利益を受けている人々の危害を明らかにし、不正義に加担したり、あるいは少なくとも不正義を許したりしている、権力を持った行為主体を批判すべきだと言う(p.223)。

ヤングが提唱する「社会的つながりモデル」に対しては、様々な反論が考えられるだろう。第六章では、私たちが構造的不正義に対する責任を分有するという考えに対し、想定される反論について議論している(第六章「責任を避ける」)。反論はいずれも、個人の意識や行為を、マクロな社会的プロセスに結びつけることが困難であることを示し、政治的責任を負わない口実を与えている。歴史的に見ても、不正義に関する議論の大半は責任の帰責モデルを想定している。ヤングは第七章で、精神科医・思想家

であり、アルジェリア独立運動で指導的役割を果たしたフランツ・ファノンの議論を引用し、私たちが加害者らの不正を繰り返さないためにも、歴史的な不正義と向き合う必要があると言う(第七章「責任と歴史的な不正義」)。私たちの責任は、グローバルなレベルでのつながりを持つだけではなく、歴史的なつながりをも持ち合わせている。たとえ過去のことであっても、私たちはその責任から逃れることはできない。だが、私たちが歴史的な不正義と向き合うことで、現在、そして未来の不正義を改善するための議論へとつなげていくことができるのだ。

本書を取り上げた授業 2 では、受講者の間で以下のような議論があった。現在では、様々な不正義が 蔓延し、維持されている。一方、ヤングの社会的つながりモデルは、グローバルな広がりを持つ。それ ゆえ、私たちがどの不正義に対して、どれくらいの責任を持つのかを明確に認識することは容易ではな い。責任を分有するという認識がなければ、政治的・集団的行動を起こすことも困難である。責任を分 有し、集団的行動へと続く認識をいかにして持つかという点については、今後なお一層の議論を待つこ とになろう。しかしそれでも本書の議論は、日本社会が有する様々な問題に貴重な示唆を与えるもので ある。3.11に端を発した原発問題では、帰責モデルに基づき、利益を優先し安全対策を怠った東京電力 と、それを後押しした政府の責任が問われている。だが、ヤングの「社会的つながりモデル」に依れ ば、電力会社や政府関係者ではない私たちも、その責任を分有することになる。そしてどんな形であ れ、原発の存在を許容してきた現在に至るまでの責任についてもまた、私たちが負うことになる。これ は非常に重い責任だ。しかし、私たちが問題を直視し、議論し、政治的・集団的行動へとつなげていく ことが、その責任の一端を果たすことになる。一人一人が責任を認識しながら、皆とつながり、行動を 起こすことで、不正義状態が維持されているこの世界に、多少なりとも変化を生じさせる可能性を見出 すことができる。生前のヤングは、理論面だけではなく、社会運動という実践面でも大いなる功績を残 した。本書を通して、またヤングが生涯をかけて示したように、責任を分有し、集団的行動へと続く認 識を持つためには、私たちも実際に行動していくというプロセスをまさに今、踏み始める必要がある。

註

- 1 原文は「partial critique」であり、「部分的な批評」と翻訳するのが適切であると思われる。
- 2 お茶の水女子大学大学院授業「フェミニズム理論の争点」(担当教員:申琪榮准教授、受講生:林亜美、バラニャク・ズザンナ、李亜姣および筆者)にて本書を通読し、議論を重ねた。本書評論文は、本授業の議論を参考に執筆したものである。担当教員及び受講生に謹んで謝意を記したい。

(すずき・あやこ/お茶の水女子大学大学院人間創成科学研究科 ジェンダー学際専攻博士後期課程)